

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

2016年4月1日から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行されました。

この法律では、女性が職業生活において、個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備するため、従業員301人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

これまで従業員300人以下の企業は努力義務とされていましたが、2022年4月1日より従業員数101名以上300人以下の企業も義務化となりました。

ゆうあい会は女性の活躍推進の取組みを着実に前進させるべく、努力義務であった2019年3月より事業主行動計画を策定しています。

2025年3月から5年間における事業主行動計画を策定しましたので、下記のとおり公表いたします。

一般事業主行動計画

計画期間

2025年3月1日～2030年2月28日までの5年間とする。

目標

目標1:管理職(課長級以上)に占める女性労働者の割合を50%以上にする。

<取組内容>

- 2025年3月 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換実施
- 2026年3月 女性管理職に対してのヒアリング調査
- 2027年3月 管理職候補の女性職員の上司へのヒアリングを実施し、研修プログラム等の検討
- 2028年3月 管理職候補の女性職員を対象に研修とヒアリングを実施
- 2029年3月 管理職候補の女性職員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談と実施

目標2:評価制度の改正を行い、昇進基準、評価基準を明文化し、男女ともに活躍できる職場環境の構築を行うことで、管理職を目指す「係長級」の男女を現状の10名から12名に増やす。

<取組内容>

- 2025年3月 各所属長から現状のヒアリングを行い情報収集
- 2026年10月 人材育成・キャリア形成を目的とした制度や研修等の内容について検討

- 2027年10月 人材育成・キャリア形成を目的とした研修等の内容について決定する
- 2028年10月 人材育成・キャリア形成を目的とした制度等の内容について決定する
- 2030年2月 就業規則へ導入し、全職員に周知する